

令和4年1月27日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会
会長 池田 明



「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の
一部を改正する法律案(仮称)」の早期国会提出に関する要望

一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会は、ツーバイフォー工法(枠組壁工法)による住宅・建築の普及等を目的として、ツーバイフォー住宅等を建設する事業者を中心に、コンポーネント会社(ツーバイフォー工法用建築構造材、住宅設備機器などを住宅等建設事業者に供給する事業者)、設計事務所等の会員により構成された団体です。

当協会はこれまで、ツーバイフォー工法に係る耐火構造壁の開発や、設計・施工に関する技術指針の整備・普及活動等を行ってきましたが、近年ではこれらに加え、「2050年カーボンニュートラル」、「2030年度温室効果ガス削減目標」の実現に向けて、「木材」を構造材とするツーバイフォー住宅・建築の供給を通じてこれらに貢献することが重要との認識から、木材を一定量使用する中大規模木造建築物の建設促進のための調査・研究のほか、会員による先導的でモデルとなるような施設等の建設も行っているところです。

また、我が国の地球温暖化対策への貢献として、「国産材」の利用促進にも取り組んでいます。

さて、令和4年1月20日の社会資本整備審議会建築分科会において、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方及び建築基準制度のあり方について、「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」が取りまとめられました。

審議会取りまとめの内容は、省エネ化及び木材利用の促進など、脱炭素社会の実現に向け、実務上の大きな効果が期待されるものであり、国土交通省に対しては、「本報告を実現するための法案を速やかに国会に提出する」ことが求められていますが、一方で、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)」については、現在、今国会において提出検討中とされています。

しかしながら、当協会における近年の重要な取り組みである、中大規模木造建築物の普及を通じた「2050年カーボンニュートラル」等の実現のためには、一刻も早く審議会取りまとめを踏まえた規制合理化が求められることから、今国会での成立に向け速やかに法案が提出されるよう、以下の理由を付して強く要望いたします。

記

1. 2025 年度以降の新築に対する省エネ基準の全面義務化等に向け、すべての会員事業者が十分に対応できるよう体制整備等を円滑に推進するためには、早期に法制上の措置の内容が確定されることが必要

当協会では、会員における中小事業者の割合が多く、昨年度の会員建設による一戸建て住宅における省エネ基準への適合割合も3/4程度です。

省エネ対策を、協会のみならず業界一丸となって取り組むためには、事業者において事前に制度を十分に理解し、省エネ基準等に対する実務者の理解の向上を図ることが重要であり、十分な周知・習熟期間を確保することが不可欠です。

2. 木造であるツーバイフォー工法による中大規模建築物の建設促進は、CO₂ の貯蔵や建物建設時における CO₂ 排出量削減など「2050 年カーボンニュートラル」等の実現に寄与するものであり、建築規制の一層の合理化に関し、早期に法制上の措置の内容が確定されることが必要

審議会の取りまとめに盛り込まれている、木材利用の促進に関する今後講ずべき施策の方向性においては、「中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化」や「簡易な構造計算で設計可能な高さ規制の見直し」等、ツーバイフォー工法における対応方針・方策等を十分に検討すべき内容が含まれています。

これらの検討については、個々の事業者では対応困難であり、協会として一定の対応の方向性を検討・整備する必要があるとともに、会員における実務者の理解向上のための十分な周知・習熟期間の確保が不可欠です。